

## 自殺未遂者支援連携体制事業（鹿児島県日置市）

## 【概要】

消防本部と連携し、自殺未遂者本人および家族や、自死遺族に対し支援する。消防本部の救急対応から1か月から2か月後（自死遺族が対象となった場合、遺族の感情などを考慮し、四十九日法要が終わった時期を目安とする）に消防職員が訪問し、様子の確認を行う。この際、専門職への相談などの支援希望があり本人の同意を得た場合、自殺対策担当課へ情報提供され、支援開始となる。希望がなかった場合でも、自殺対策等関連の情報（相談先など）が記載されたカードを消防職員より手渡し、対象者のタイミングで相談できるよう情報提供を行う。

## 【大綱の分類】

- 7 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する

## 【政策パッケージ分類】

- 4) 生きることの促進要因
- 2) 自殺未遂者等への支援
- 3) 遺された人への支援

## 【事業実施年度】2020年度

## 【事業予算】2020年度の事業予算なし（前年度の資料等を活用したため費用負担なし）

## 【利点】

- ▼自殺未遂者等に対応した消防職員が介入することにより、専門職へのつながりがスムーズである。
- ▼介入に拒否的な方にも必要な情報提供ができる。

## 【実施に至るまで】

## 背景

- ①自殺対策計画の具体的支援方針を検討する際、自殺未遂者等への対応ができないかという消防本部と、自殺未遂者等への支援の介入のきっかけがないという自殺対策担当課との思いが一致した。
- ②なお、消防本部が事後対応を行えるようになった背景として、消防の対応窓口を警防課救急係とし、現場の救急隊は事案に対する情報提供を警防課救急係に行うことのみとした。また、救急搬送に対応した救急隊が対象者のフォローを行うことは心理的および業務上の負担が大きいため、俯瞰的な立場で対応できる警防課救急係で対応することとなった。

## 計画を立てる上での工夫

- ①ファーストアプローチが消防職員の訪問であるため、自殺未遂者への基本姿勢と家族への支援ポイントを支援の手引きを作成した。また、市職員向けのゲートキーパー研修も受講してもらい、悩む人への対応方法を学んでもらった。
- ②支援の同意が得られなかった場合でも、その後当事者のタイミングで支援を受けられるよう相談先を記載したリーフレットを渡すようにした。

## 内容

## ▼対象者の把握

- ・自損の119番通報があった方やその家族が支援対象となる。

- ・搬送後2か月以内をめどに、消防本部救急係が本人及び家族を訪問し、搬送後の身体的状況・精神的状況等をアセスメントシートにより、対象者の状況を把握する。
  - ・対象者に対し、支援カードを活用し、健康保険課からの支援を紹介し、健康保険課への情報提供について同意を得る。
  - ・対象者からの同意が得られなかった場合は、家族に対し、支援カードを活用し、健康保険課からの支援を紹介し、対象者及び家族からの相談を待つ。
  - ・消防本部救急係から健康保険課への情報提供は、健康保険課が情報提供書を受け取るにより行う。
  - ・対象者・家族のいずれからも同意を得られない場合は、支援カードを活用し、各種相談窓口の紹介及び相談勧奨を行う。
- ▼支援方法
- ・健康保険課は、同意を得られた対象者・家族に連絡し、面接等による相談支援を行い、相談支援記録票を作成する。
  - ・健康保険課は、自殺未遂に至る経過やリスク評価に基づき、必要に応じ、関係機関との連絡やケア会議を開催し、入院中の対象者に対しては、医療機関と連携しカンファレンスや退院支援委員会に出席する。
  - ・関係機関は、各機関の役割を把握し、連携して支援を行う。
- ▼記録の管理
- ・把握した情報は、健康保険課において整理・管理する。
  - ・健康保険課は、対象者の支援状況を取りまとめ、情報提供後約1か月後、情報提供元の消防本部に、支援状況連絡票を郵送（メール可）することによりフィードバックする。

#### 【成果】

- ▼令和2年度は、消防本部担当者から18件の対象者に状況確認の訪問や電話ができた。
- ▼そのうち、支援希望者は18件中3件であった。
- ▼自死遺族または未遂者の支援では、もともと原課以外の課での関りがあった方があり、その課から原課へ情報提供があり、支援に繋がった方もいる。
- ▼自殺対策庁内連絡会議においてこの事業について紹介しており、自殺者または自殺未遂者への具体的な取り組みがあるため、職員の関心も高まり、「気づき、つなげる」の視点がひろがりつつある。

#### 【補足】

- ▼支援希望をしなかった方の理由としては、「本人が入院中であるため」や「他の家族の支えがあるから今は必要ない」とのことだった。
- ▼消防本部担当職員による訪問に対して、拒否的な対象はいなかった。

#### 【課題】

- ▼消防本部の訪問や電話の受け入れは良好であるが、関係機関への相談は消極的である。
- ▼もともと社会的に孤立している方には、周囲の理解や見守りが必要。

|             |  |
|-------------|--|
| 【事業種別】      | 個別支援事業   |
| 【準備期間】      | 330日   |
| 【人数】        | 4人（原課2人、消防本部2人）  |
| 【人口規模】      | 47,296人  |
| 【財政規模】      | ¥26,664,000,000  |
| 【自治体負担率】    | 0%   |
| 【事業対象】      | 市内住民   |
| 【支援対象】      | 自殺者の遺族（同居家族）、自殺未遂者の本人や同居家族   |
| 【委託の有無】     | 無  |
| 【実施主体・問合せ先】 | 日置市役所健康保険課健康づくり係<br>TEL: 099 (248) 9421<br>Mail: kenkou@city.hioki.lg.jp |

【参考資料・文献】

1. 自殺未遂者支援の手引き～鹿児島県精神保健福祉センター平成 29 年 9 月
2. 鹿児島県自殺対策相談マニュアル～鹿児島県自殺予防情報センター 平成 24 年 3 月
3. 自殺に傾いた人を支えるために－相談担当者のための指針－  
～こころの健康科学研究事業：自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究 平成 21 年 1 月
4. 自殺未遂者への対応－救急外来・救急科・救急救命センターのスタッフのための手引き  
～日本臨床救急医学会 平成 21 年 3 月
5. 精神科救急ガイドライン（自殺未遂者対応）～日本精神科救急学会 平成 21 年 12 月
6. 日常診療における自殺予防の手引き～日本精神神経学会 平成 25 年 3 月